

学校いじめ防止基本方針

《重大事態への対応マニュアル》

—吉野中学校—

【教職員マニュアル】

I. いじめ問題に関する基本的な考え方

1. いじめとは

いじめの定義・・・いじめ防止対策推進法 総則 第二条

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

2. いじめの基本認識

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われるときが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめの行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

- ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視
- 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ◆けんかやふざけあい
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校・家庭・地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3. 学校の基本的施策

学校全体で

- ①「学校力」向上のための推進
- ②道徳教育等の充実
- ③早期発見のための措置
- ④相談体制の整備
- ⑤インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

個別に

- ①いじめの事実確認
- ②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援
- ③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

Ⅱ. いじめの未然防止のための取組(居場所づくり, 絆づくり)

(1) 授業改善に関する取り組み

①わかる授業づくり【＝ 授業改善】

目標；規律正しい態度で、主体的に授業に取り組み、参加し、活躍できる学校づくり

- チャイム着席
- 授業中の姿勢の徹底
- 発表の仕方や聞き方の指導
- ◆道徳の授業において、生徒への理解を深めていく

②学校行事を通して

目標；他者と関わる機会を工夫し、明確な目標をもち、計画し、生徒を育成する

- 社会体験，生活体験
- ◆生徒会行事

③命や人権を尊重し豊かな心を育てるための教育の充実

目標；※生命の大切さや人間としての在り方，生き方を考えさせ伝え合う力を育てる

※自尊感情を高める

違いを認め合い，「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験や思いをさせ，失敗したら先生から生徒たちに温かい声かけをしよう。

- 人権教育の充実
 - ◇いじめは，「相手の人権を踏みにじる行為であり，決して許されるものではない」ことを生徒たちに徹底的に理解させる。また，生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう，人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに，人権教育の高揚を図る。
- 道徳教育の充実
 - ◇未発達のかえ方や道徳的判断力・価値観の低さから起こる「いじめ」に対し，道徳の授業を最大限に生かし，人間性豊かな心を育てる。
 - ◇生徒たちは，心の底から揺さぶられる教材や資料と出会い，人としての「優しさ」「気高さ」「心づかい」等に触れ，自分自身の生活や行動を省みることによって，いじめの抑制につなげる。
 - ◇『生活記録』を生かし，教師と生徒，生徒と保護者をつなぎ，心と心の連携を図る。
- ホームルーム活動の重要性
 - ◇学級や学校における生活上の諸問題の解決，学級内の組織づくりや仕事の分担処理・自主的な活動，学校における多様な集団の生活の向上に生かす。

④生徒会活動の充実

目標；いじめゼロを目指した生徒会活動の推進を図る

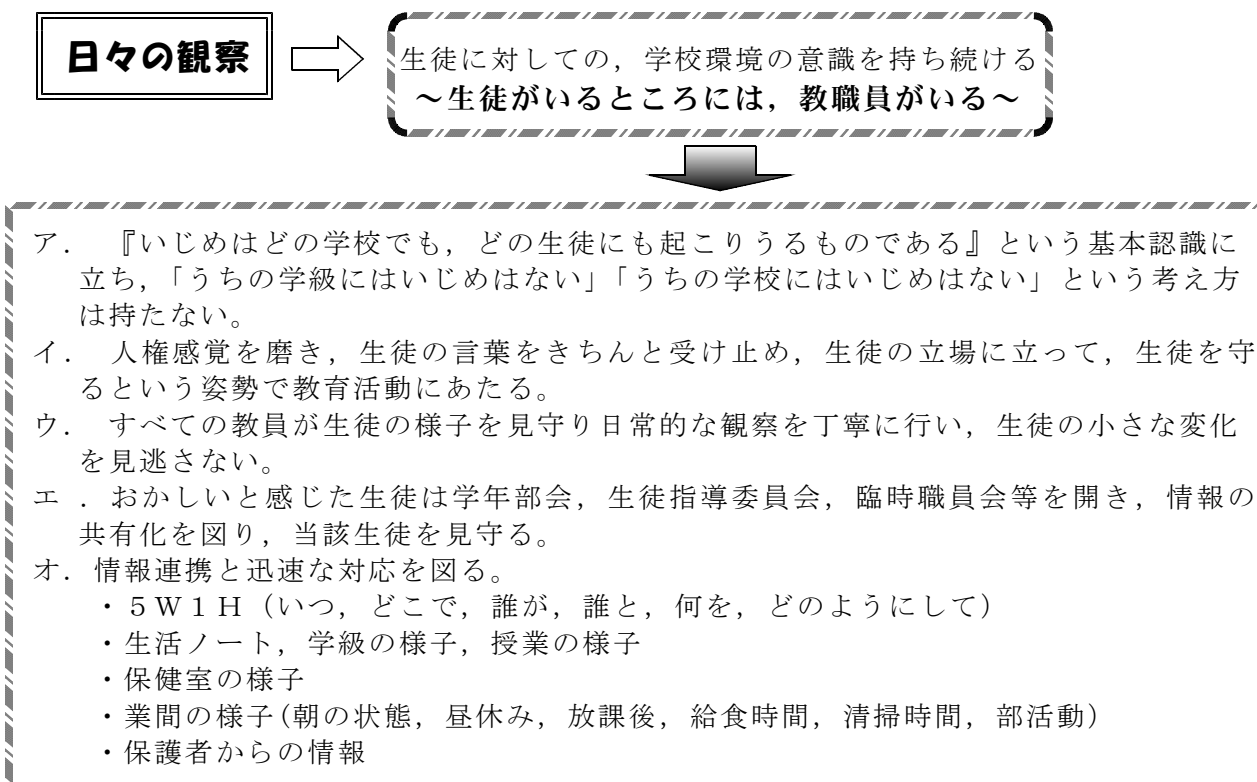
- 生徒会行事の主体的な取り組み
 - ・あいさつ運動
 - ・各委員会活動の活性化
 - 月目標の掲示，呼びかけ
 - ◆運動会・文化祭を通して人間関係づくり
 - ・生徒会意見箱の設置
 - ・標語づくり『STOPいじめ！』等

⑤保護者や地域の方への働きかけ

- ◆ホームページ等での公表，学校だよりにおける情報発信
- ◆入学式，学期の始業，集会等での理解
- ◆三者面談等における話し合い

Ⅲ. いじめの早期発見・早期対応についての取組

(1) 教職員のいじめに気づく力を高める



- ア. 『いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである』という基本認識に立ち、「うちの学級にはいじめはない」「うちの学校にはいじめはない」という考え方は持たない。
- イ. 人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受け止め、生徒の立場に立って、生徒を守るという姿勢で教育活動にあたる。
- ウ. すべての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行い、生徒の小さな変化を見逃さない。
- エ. おかしいと感じた生徒は学年部会、生徒指導委員会、臨時職員会等を開き、情報の共有化を図り、当該生徒を見守る。
- オ. 情報連携と迅速な対応を図る。
 - ・ 5W1H (いつ, どこで, 誰が, 誰と, 何を, どのようにして)
 - ・ 生活ノート, 学級の様子, 授業の様子
 - ・ 保健室の様子
 - ・ 業間の様子(朝の状態, 昼休み, 放課後, 給食時間, 清掃時間, 部活動)
 - ・ 保護者からの情報

◆いじめの解消状態

- ① 少なくとも3ヶ月を目安とする。
学校いじめ対策組織において、より長期的な期間を設定できる。
- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
組織委員で面談のこと。

(2) 生活調査 (いじめ調査等)

- ① 第1回生活アンケート調査 (4月～5月)・・・保健関係を含め
- ② 生徒人権アンケート調査 (4月～5月)・・・人権教育等の関連調査
- ③ 第2回生徒生活アンケート調査 (7月)・・・生徒指導
- ④ 第3回生徒生活アンケート調査 (11月)・・・生徒指導
- ⑤ 第4回生徒生活アンケート調査 (2月)・・・生徒指導

(3) 教育相談

- ① 家庭訪問 (4月) 実施における、保護者からの相談
- ② アンケート調査【上記①～⑤】により学級担任との個別面談 (随時)
- ③ 長期休業中 (夏休み, 冬休み) の生徒, 保護者との教育相談 (7月・12月)

相談しやすい環境づくりを進めるためには

生徒たちが、教職員や保護者にいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為です。いじめている側から「チクッた」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に意識し、その対応について細心の注意を払うべきです。その対応によっては、教職員への不信感を生み、その後情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられます。

①本人からの訴えには

●心身の安全を保証する

「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という教職員の姿勢を伝える。

保健室やカウンセリングルーム等の一時的に回避する時間や場所を提供し、本人のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

●事実関係や気持ちを傾聴する

生徒の話に対して、疑いを持つことなく「あなたを信じているよ。」という姿勢で耳を傾ける。

②周りの生徒からの訴えには

●いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

●「よく言ってきたね。」とその勇氣ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

③保護者からの訴えには

●保護者がいじめに気づいたときに、即座に学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

●問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築くことができない。問題が起こっていないときこそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところをなど、学校の様子を機会あることに連絡しておくことも大切である。

●生徒の苦手なところやできていないところを一方に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分理解して接することが大切である。

IV. ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめとは

携帯電話、スマートフォン、パソコン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のwebサイトや掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりして、いじめを行うもの。従来のいじめは、いじめる者といじめられる者が明らかで、肉体的な力関係が影響することも多く、いじめの現場が発見される機会もあった。しかし、ネットいじめは仮名のハンドルネームを使った匿名の状態で行われるケースが多い。また、相手と対面する必要がないため罪悪感や同情心が生まれにくく、不特定多数による陰湿な行為に発展しやすい側面がある。だれかをおとしめようとして投稿されたメッセージや写真などは、インターネットを介することで瞬時に拡散し、事態の収束をむずかしくしている。また、ネット上でのやりとりは、学校や家庭で明確に管理しにくいという問題もある。

① 掲示板・ブログ・プロフ

- i) 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗・中傷の書き込み
- ii) 掲示板・ブログ・プロフへ個人情報や無断で掲載
- iii) 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う

② メール

- i) メールで特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う
- ii) 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する
- iii) 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う

③ その他

- i) 口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗・中傷の書き込み
- ii) LINEなどのコミュニケーション用アプリケーション、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）での誹謗・中傷の書き込み

教職員の取り組み

- ① インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の傾向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- ② 未然防止には、吉野中学校の校則に利用禁止の意図を明記し、生徒たちの携帯電話、スマートフォンやパソコン等を管理する保護者と連携した取り組みを行う。
- ③ 早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないように、家庭での指導が不可欠であるので、保護者と緊密に連携・協力し双方向で指導する。
- ④ 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

教職員の生徒たちに理解させるポイント

- ① 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- ② 一度流出した情報は、簡単に回収できないこと
- ③ 違法情報や有害情報が含まれていること。

- ④ **匿名でも書き込みした人は、特定できること**
- ⑤ **書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる**

**犯罪
関係機関連携
(警察の介入)**

> 【匿名性の生徒たちの心理】

○匿名で書き込みができるなら

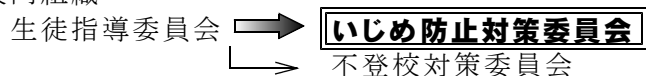
- ・自分だとわからなければ・・・誰にも気づかれない。
- ・見られていないから・・・
- ・あの子がやっているなら・・・
- ・動画共有サイトで目立ちたい

生徒・保護者に伝えたいこと

- ◇パソコンや携帯電話等の管理は家庭である。フィルタリングだけでなく、家庭において子どもを危険から守るためのルールづくりを行い、携帯電話を持たせる必要性を親子間で検討すること。
- ◇インターネットのアクセスは、知らない間に利用者の個人情報流出し、新たなトラブルになること。
- ◇「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもに深刻な影響を与えていること。
- ◇家庭でのメールにおける子どもの変化には、親から子へ躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。
- ◆インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報発信はいじめであることを徹底する。県がネットパトロールを実施していること。そして、刑事罰や民事罰が適用される。

V. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内組織



- ①【月一回】企画委員会・・・各学年の生徒の現状報告，指導方法についての情報交換職員会・・・共通理解
※上記定例会により，各学年の生徒の様子を情報交換する。

- ②「生徒指導委員会」
問題行動等の緊急のための招集機関

《構成員》

校長，教頭，生徒指導主事，教務主任，該当学年主任，学級担任等 適宜

※企画委員会や職員会で出た情報をもとに，解決への対応を会議にて検討する。

- ③「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する処置を実行的に行う。

《構成員》

校長，教頭，生徒指導主事，人権教育主事，教務主任，学年主任，養護教諭
該当学級担任，スクールカウンセラー，◆教育相談コーディネーター

※ i いじめ発生時は，緊急にいじめ対策委員会を設置し，
学校全体で総合的ないじめ対策を行う。



※ ii 事案に応じて，調査班や対応班におけるキーパーソンを決定し，さらに，
編成することにより柔軟に対応する。

- ④保護者との対応組織

学級担任を中心として，いじめ対策委員会組織で，柔軟に対応する。

⑤地域，関係機関と連携した組織

例 ※1・暴力，恐喝等の犯罪行為があった場合
・インターネット等を通じて行われた場合

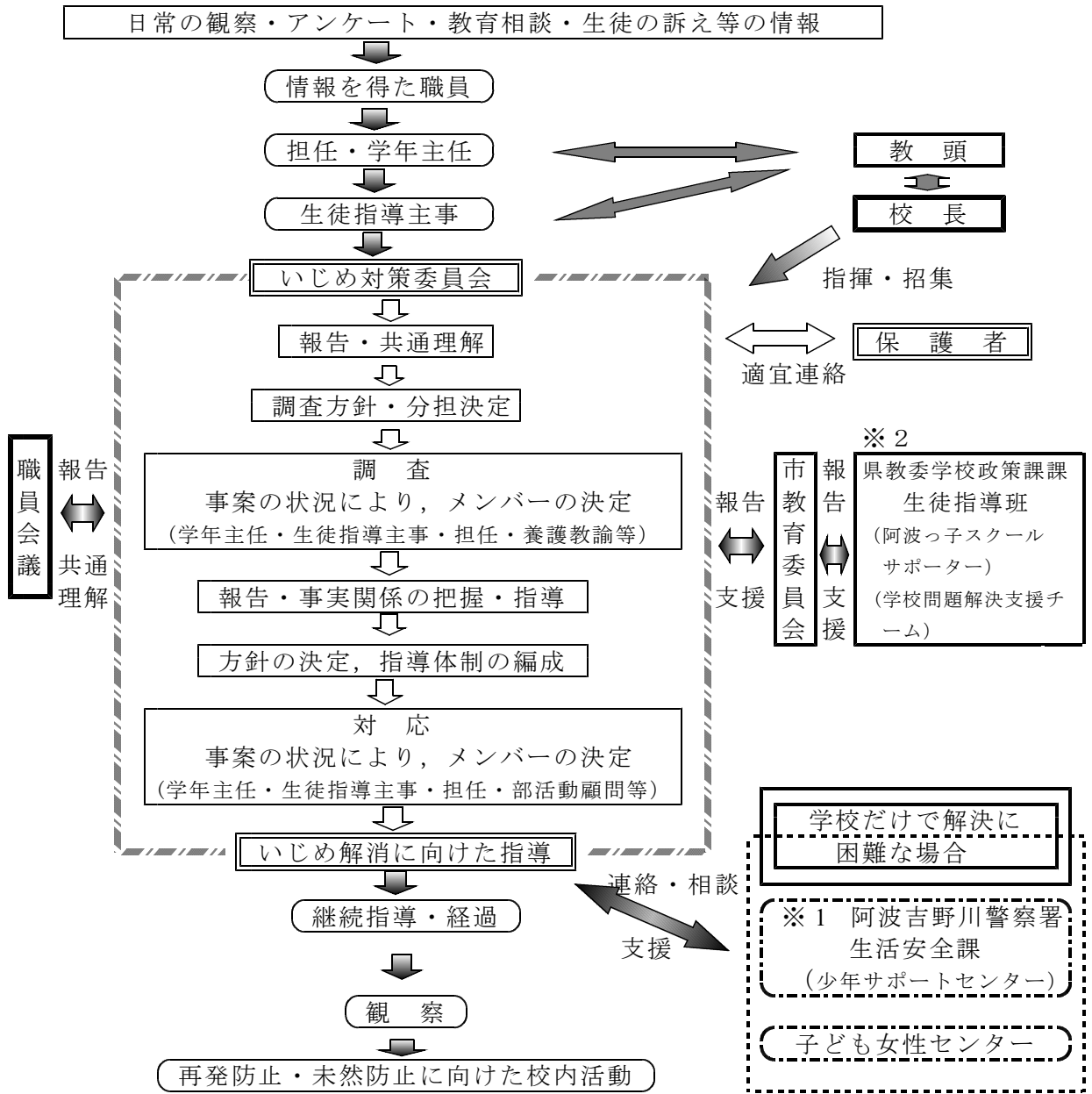
緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は，その場の適切な処置をとり，教頭に報告する。また，状況によっては，生徒指導委員会を開催し，迅速な対応を行う。教頭は，校長に報告し，校長の指示により敏速に支援体制をつくり，対処する。

問題行動によって，以下の関係者との連携により対応する。

{ 市教育委員会，教育支援室（育成センター）
阿波吉野川警察署（生活安全課）（※1），県教委学校政策課（※2）
P T A会長，学校評議員
主任児童民生委員 等 }

■事案によっては，マスコミ対応も考えられる。市教育委員会と相談の上，対応窓口を明確にし，誠実な対応に努める。【管理職】

**いじめが起こったとき場合の組織的な対応の流れ
(学校全体の取り組み)**



☆重大事態への対応マニュアル

★いじめ事案発生★

(1) 組織員の構成

①既存の学校いじめ対策組織

校長，教頭，生徒指導主事，人権教育主事，教務主任，学年主任，養護教諭
該当学級担任，スクールカウンセラー，教育相談コーディネーター

②外部人材を加えた組織

調査組織の構成（阿波吉野川署少年補導職員）

(2) マスコミへの対応

窓口一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者：管理職）

I 重大事態発生（疑いを含む）

II 所轄教育委員会に報告する【阿波市教育委員会】

III 重大事態の調査組織を設置する（学校が調査の主体になった場合）

- ・公正性，中立性が確保された組織が客観的な事実調査を行う。
- ・被害児童生徒・保護者に調査の事前説明を行う。
- ②または③のどちらが調査の主体になるかを決定する。
- ②既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織
- ③調査を行うための第三者組織【市教育委員会と協議の上決定】

IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供をおこなう

- ・調査前に被害児童生徒・保護者に①から⑥を説明する。
- ・被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

①調査の目的

②調査主体

③調査時期・期間

④調査項目

⑤調査方法

⑥調査結果の提供

- ・いじめを受けた児童生徒，保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・いじめを行った児童生徒，保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

V 調査組織で，事実関係を明確に調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする

⇒ 因果関係だけでなく，客観的な事実関係を調査

- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。

⇒ ※文科省「背景調査の指針（改訂版）」を参照

①文書情報の整理

②アンケートの調査実施

③聞き取り調査の実施（時系列にまとめて分析する）

④情報整理

VI 調査結果を阿波市教育委員会に報告する

VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・いじめを受けた児童生徒に対して，事情や心情を聴取し，状況に応じて継続的なケアを行う。
- ・いじめを受けた児童生徒が不登校になっている場合は，学校生活への復帰に向けた支援活動の助言，指導を行う。
- ・再発防止策を講じる。（※背景調査の指針参照）
- ・報告書のとりまとめをする。（※背景調査の指針参照）